



**G-1.**

## **グリーンフラ識別表示制度**

**2000年4月(第1版)**

**2009年10月(改定)**

**2012年7月(改定)**

**日本バイオプラスチック協会**

## まえがき

グリーンプラ識別表示制度は、一般消費者がグリーンプラを容易に識別できるように、日本バイオプラスチック協会（以下JBPA）が定める識別表示基準を満足するグリーンプラ（製品）に、JBPAが別に定めるグリーンプラのシンボルマークの使用を許可する制度である。ここでいうグリーンプラとは、自然環境中の微生物のはたらきにより分解されて、最終的に二酸化炭素や水になる生分解性有機材料を成分に含む材料または製品をいう。JBPAの識別表示制度は、一般消費者へのグリーンプラへの理解を広め、その正しい使用方法を浸透させ、グリーンプラ（製品）の普及を促進することを目的とするものである。

### [用語の説明]

- ・ **グリーンプラ** 生分解性プラスチックを含み、JBPAが定める識別表示基準に適合する製品及び原材料。
  
- ・ **製品** 一般的にプラスチックとして認識されて商取引、使用されるもの。
  
- ・ **材料** 製品をつくるために使用され、その製品中に存在するもの。  
ただし、化学反応を利用した製造法でつくられた製品の場合は、その反応生成物も材料に該当するものとする。
  
- ・ **成分** 材料のうち、単一物質であるもの。
  
- ・ **無機材料（成分）** 材料、成分のうち、無機物からのみなるもの。  
天然無機材料：天然物であって、物理的操作のみ加えられた無機材料  
合成無機材料：化学的操作を経て合成された無機材料
  
- ・ **有機材料（成分）** 無機材料（成分）以外の材料、成分。  
天然有機材料（成分）：有機材料のうち、天然に存在する材料、成分。
  
- ・ **ポジティブリスト（PL）** グリーンプラに適合する製品をつくるのに適したものであると判定された材料、成分を記載したリスト。
  
- ・ **シンボルマーク** JBPAが認定したグリーンプラに与えられる識別表示のためのマーク。

## 1. 識別表示基準

- (1) グリーンプラの全ての構成材料（成分）は J B P A が作成するポジティブリスト（以下 P L）に記載されていなければならない。
- (2) グリーンプラは J B P A の P L 作成基準を満たしていなければならない。
- (3) グリーンプラの全ての構成材料（成分）は、原則として、J B P A 識別表示委員会（以下当委員会）に開示されなければならない。
- (4) グリーンプラは、構成材料として P L 分類 A に登録された生分解性プラスチックを含まなければならない。
- (5) グリーンプラは、生分解性の有機材料（生分解性プラスチック（P L 分類 A）と天然有機材料（P L 分類 B-8）の総計）を製品中に 50.0 重量%以上、または 50.0 体積%以上含むものでなければならない。
- (6) グリーンプラに含まれる特定元素の量は、別表 1 の上限値を越えてはならない。
- (7) グリーンプラと P L 未登録の材料との複合製品が 5 項の「部分限定シンボルマーク使用承認基準」を満足する場合は、グリーンプラ部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。
- (8) グリーンプラマークを表示する場合は、登録番号を付記することを原則とする。
- (9) グリーンプラでそのシンボルマークに「コンポスト化可能」の表示を付する製品は、J B P A が定める「コンポスト化可能グリーンプラ製品基準」をも満たしていなければならない。
- (10) グリーンプラの識別表示については、当委員会の運用基準を遵守しなければならない。

参 考

CEN/TC261/SC4/WG2 N4 ; Requirements for packaging recoverable through composting and biodegradation - Test scheme and evaluation criteria for the final acceptance of packaging  
昭和 2 5 年農林省告示第 1 7 7 号 (肥料取締法に基づく特殊肥料等)  
平成 3 年環境庁告示第 4 6 号「土壌の汚染に係わる環境基準」(農用地における土壌)  
昭和 4 8 年総理府令「金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令」

別表 1 特定元素の含有量上限値

元素名	製品中の含有上限値 (ppm)	元素名	製品中の含有上限値 (ppm)
カドミウム (Cd)	0.5	セレン (Se)	0.75
鉛 (Pb)	50.0	ニッケル (Ni)	25.0
クロム (Cr)	50.0	亜鉛 (Zn)	150.0
砒素 (As)	3.5	モリブデン (Mo)	1.0
水銀 (Hg)	0.5	フッ素 (F)	100.0
銅 (Cu)	37.5		

注 グリーンプラに含まれる特定元素の化学分析値は、有効な精度を有する分析方法による測定値または合理的な根拠に基づき、求めた推定値でなければならない。化学分析方法として、原子吸光、蛍光 X 線、吸光光度によるものが一般的であるが、その他の測定法による場合は、その操作法を略記した資料を申請書に添付するものとする。

## 2. シンボルマーク運用基準

- (1) 当委員会は、グリーンプラの識別表示について的一切を判断する。シンボルマークの使用の許可を受ける者は、対象となるグリーンプラの識別表示に関して、当委員会の指示に従わなければならない。
- (2) シンボルマークの使用の許可を受ける者は、申請書を以て当委員会にその使用内容を予告し、使用許可を受けなければならない。
- (3) 使用許可を受けた者は、許可を受けたシンボルマークを 無断で第三者に使用させてはならない。但し シンボルマーク付き材料・部品が そのまま その顧客の商品に使用される場合には、その顧客企業はシンボルマークの使用許可を受ける必要はない。その場合には、そのシンボルマークの使用許可を受けた者が その事実を事前に文書で識別表示委員会に届け出なければならない。
- (4) シンボルマークの使用許可を受けた者は、当該製品を当委員会に寄託しなければならない。
- (5) シンボルマークの使用有効期間は、使用許可を受けた日から3カ年とする。ただし、期限内に使用継続の申請を行った場合はこの限りではない。
- (6) シンボルマークの使用内容を変更する場合は、予め変更内容を当委員会に届け出なければならない。
- (7) グリーンプラの構成（成分、形状）内容を変更し、当委員会が使用を認めた製品内容と異なるものとなった場合は、直ちに当該製品へのシンボルマークの使用を中止しなければならない。ただし、予め変更内容について新たにシンボルマークの使用許可を申請するか、あるいは当委員会に連絡し、承認を受けた場合はこの限りではない。
- (8) シンボルマークの使用について疑義が生じた場合は、当委員会に諮った上で、その指導を受なければならない。
- (9) マーク使用承認を得た上市製品の紹介文書等の記載内容に疑義が認められた場合、そのシンボルマーク使用の許可を受けた者はマーク管理部会からの問い合わせに対し3ヶ月以内に回答することが求められ、疑義を晴らす責任がある。
- (10) 前項において、3ヶ月以内に回答が得られなかった場合、マーク管理部会はマーク使用許可証の失効を課することができる。その場合、当委員会はマーク使用者に失効を通知し、その事実をホームページに掲載する。
- (11) シンボルマークの使用については、使用許可を受けた者が全ての責任を負う。
- (12) シンボルマークの使用許可を受けた者が当協会を退会した場合、退会した期日を以ってシンボルマークの使用許可は無効となる。当委員会はその事実をホームページに掲載する。

### 3. シンボルマークの使用申請

- (1) 新規にシンボルマークの使用許可を受けるか、あるいは既得のシンボルマークの使用について申請内容の変更を希望する場合は、当委員会の識別表示基準ならびに運用基準に従って申請しなければならない。
- (2) JBP A正会員、賛助会員及びマーク会員（期間限定マーク会員を含む）は、シンボルマークの使用について下記に従い申請することができる。
  - ① 申請対象となるグリーンプラを構成する全ての材料（成分）と使用量を申請書（様式X-1）に記載する。主たる生分解性プラスチックについては、備考欄に○を記入する。尚、複数の生分解性プラスチックを使用する場合は最大量使用するものを主たる生分解性プラスチックとする。
  - ② 主たる生分解性プラスチックは、グリーンプラ製品データベースに記載し、当協会ホームページ上などで公開される。
  - ③ 申請対象となるグリーンプラに含まれる特定元素（別表1）の測定値、あるいは合理的な推定値を申請書（様式X-1）に記載する。測定値を記す場合は、測定方法などに関する分析報告書を添付し、推定値を記す場合はその合理的根拠を明示するものとする。

注：シンボルマーク申請時に特定元素の測定値を有しない場合でも、当委員会に相談の上、申請することが可能（暫定措置）。
  - ④ 申請対象となるグリーンプラを成形（加工）する方法等について特記事項があれば申請書（様式X-1）に記載する。
  - ⑤ シンボルマークの使用内容、使用範囲を申請書（様式X-1）に記載する。
  - ⑥ 申請者は、申請書（様式X-1）に③で求められる資料を添付して、原則として申請するグリーンプラサンプルとともに当委員会に提出する。
  - ⑦ 審査結果は、当委員会が発行するシンボルマークの使用許可証（不許可の場合はその理由）を以って申請者に通知する。
- (3) 申請書、添付書類、寄託されたグリーンプラは当委員会が厳重に保管し、申請内容の秘密は厳守する。ただし、シンボルマークが使用されているグリーンプラ（製品名）については、ホームページ上等で紹介する場合がある。

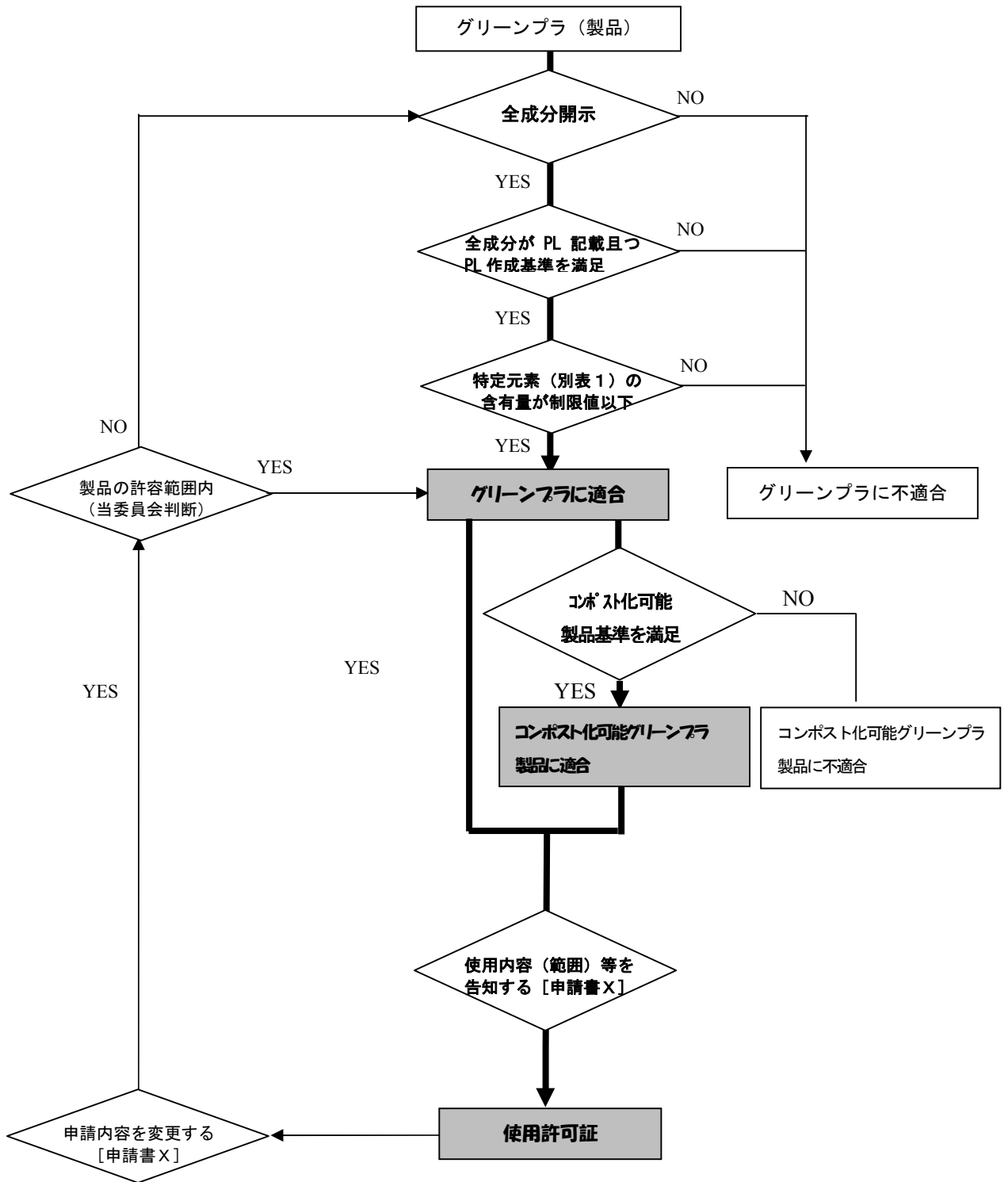
#### 参 考

別添資料

様式X-1

#### 4. 識別表示に適合するグリーンフラ

グリーンプラが当委員会の識別表示に適合するかは以下のフローにより確認する。



## 5. 部分限定シンボルマーク使用承認基準

グリーンプラとPL未登録材料との複合製品であって、次の条件を満たすものについては、グリーンプラ部分に限定しシンボルマークの使用を認める。

- (1) PL未登録であるが、一般に生分解性とされている材料（申請者は生分解性であるとの合理的説明が必要）との複合製品で、生分解性プラスチック部分の識別が容易な場合は、生分解性プラスチック部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。  
シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。また、シンボルマーク対象外についても、その安全性と生分解性に関しての責任を負わなければならない。
  
- (2) 非生分解性材料との複合製品であっても、非生分解性材料と生分解性プラスチック部分との識別及び物理的分離が容易な場合は、生分解性部分に対してシンボルマークの使用を認めるものとする。  
申請者は申請に際して、識別及び分離が容易なることを証明しなければならない。  
シンボルマークの使用を許可された者は、シンボルマークの対象（或いは対象外）を明示しなければならない。